

●その他

法律名	目的・内容
新・生物多様性国家戦略（2002）	日本政府の生物多様性保全に取り組むための総合的な計画。
環境白書	政府が環境の現状や環境保全のための施策をまとめたもので毎年発行される。環境省のホームページで過去の白書の全文を見ることが出来る。関連の文書に「図で見る環境白書」「こども版環境白書」などがある。

2.沖縄県の条例

法律名	目的・内容
沖縄県環境基本条例（2000）	環境基本計画の策定、環境白書の作成、環境教育の推進などが記されている。
沖縄県生活環境保全条例（2008）	大気汚染、水質汚濁、土壤汚染などを条例の対象とし、ばい煙発生施設等、規制基準、公害防止担当者、改善命令などを定めている。
沖縄県自然環境保全条例（1973）	自然環境を保全すべき地域の指定やその地域での規制行為などを定めている。
沖縄県赤土等流出防止条例（1994）	工事現場などからの赤土などの土砂の流出を防ぐため、知事への届け出や防止対策を義務づけている。
ちゅら島環境美化条例（2002）	沖縄の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、空き缶・吸い殻などのポイ捨ての禁止を定めている。
沖縄県景観形成条例（1994）	県土の景観を守り育てるため、必要な施策を推進することを定めている。
沖縄県希少野生動植物保護条例（2019）	沖縄の希少野生動植物の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全することを目的にしている。

●その他

法律名	目的・内容
沖縄県環境教育等推進行動計画（2014）	沖縄県の特性に応じた環境教育等を推進し、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」の実現を目指す。
沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（沖縄県版レッドデータブック）	沖縄県内の絶滅のおそれのある野生生物を選定し、その保護対策を図るための基礎資料。
自然環境の保全に関する指針（本島編、宮古編、八重山編）	沖縄県の豊かな自然環境を保全し、将来の世代に引き継ぐため、保全のための基本的な方向を示したもの。
沖縄県環境白書	年毎の沖縄県の環境の現状と対策をとりまとめたもの。
沖縄県環境基本計画（2003）	豊かな自然環境に恵まれた、やすらぎと潤いのある沖縄県の実現に向けた、施策の長期的目標と方向性を示している。
沖縄県地球温暖化対策地域推進計画（2003）	地球温暖化防止に取り組むため、沖縄県としての温室効果ガス削減目標を8%（2000年度比）と定め、その目標達成を図るための計画。
みんなでつくる清（ちゅ）ら島おきなわアジェンダ21（2001）	地球温暖化などの地球規模の環境問題を、沖縄県という足元から取り組むための具体的な行動計画。

自然保護憲章

自然は、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎であり、厳粛で微妙な法則を有しつつ調和をたもつものである。

人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練を受け、それらを生きることによって、文明を築きあげてきた。

しかるに、われわれは、いつの日からか、文明の向上を追うあまり、自然のとうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなってきた。

この傾向は近年とくに著しく、大気の汚染、水の汚溝、みどりの消滅など、自然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたった。

この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむしばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも、自然はひとたび破壊されると、復元には長い年月がかかり、あるいは全く復元できない場合さえある。

今こそ、自然の厳粛さに目ざめ、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがりを捨て、自然をとうとび、自然の調和をそこなうことなく、節度ある利用につとめ、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。

よって、われわれは、ここに自然保護憲章を定める。

自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しう。

自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。

美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

- 一 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共団体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。
- 二 すぐれた自然景観や学術的価値の高い自然是、全人類のため、適切な管理のもとに保護されるべきである。
- 三 開発は総合的な配慮のもとで慎重に進められなければならない。それはいかなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先するものではない。
- 四 自然保護についての教育は、幼いころからはじめ、家庭、学校、社会それぞれにおいて、自然についての認識と愛憎の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。
- 五 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかな復元につとめるべきである。
- 六 身近なところから環境の浄化やみどりの造成につとめ、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。
- 七 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することは許されないことである。
- 八 野外にごみを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出したりすることは、厳に慎むべきである。
- 九 自然環境の保全にあたっては、地球的視野のもとに、積極的に国際協力を行うべきである。

自然保護憲章制定国民会議、1973

●自然保護憲章を考える

今から46年よりも前に制定された自然保護憲章を読む。

- (1) この憲章が活かされたかどうかを考える。
どのように活かされただろうか?
活かされなかったとしたら、なぜだろうか?
- (2) これからこの憲章を活かすには私たちは、何をしたら良いのだろうか?